

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第八号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例

の一部を改正する条例

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十年佐賀県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次に」を「、次に」に改め、同項第一号中「三、二一八人」を「三、二五九人」に改め、同項第二号中「五、四八三人」を「五、四九八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する  
 条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 三、二五九人</p> <p>二 市町立学校県費負担教職員 五、四九八人</p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 三、二一八人</p> <p>二 市町立学校県費負担教職員 五、四八三人</p> <p>2 略</p>